

岩手県告示第392号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和5年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市藪川字大の平地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年6月30日から同年9月5日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び用地測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 滝沢市大崎地内ほか
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年5月1日から同年11月7日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び用地測量